

# 農業委員会だより

第 44 号

平成27年12月1日

田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

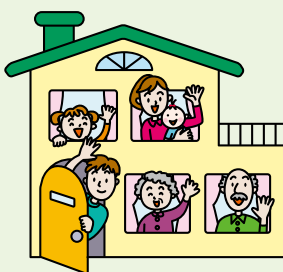
HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/kankou/nogyou/1001917/index.html>

## 農地転用

農地を宅地などに転用する農地転用についてお知らせします。

●農地を転用するためには、愛知県知事の許可が必要です！

農家の皆さんには、倉庫や牛舎などの農業用の施設を作りたい、子どもたちの住居を建てたい、でも、土地は田や畑（農地）しか持っていないということがあると思います。



また、近隣の方から、資材置場や駐車場の用地として、農地を使わせてほしいなどと相談を受けたことはないでしょうか。

こうした理由を受けて、農地を農地以外のものに転換することを「農地転用」といい、農地法で県知事の許可が必要である（4 haを超える場合は農林水産大臣）と定められています。

※市街化区域にある農地の場合は、農業委員会に転用の届出を提出することとなっています。

## 農地転用の流れ

一般的な農地転用は、次のような流れになります。



①事前に農業委員会事務局までご相談ください。農地の立地や転用の目的を踏まえて、許可されるかどうか、また、適切な転用にするにはどうすればよいかなど助言します。

※田原市が農用地区域に指定した区域にある農地は、転用できません。  
②転用の申請書を農業委員会に提出します。農業委員会で審議後、県が問題なしと判断すれば、申請から6〜7週間程度で許可が下りります。

③土地造成・建築工事など、実際に農地の転用を行います。

## 無断転用は法律違反です！

処罰されることもあります！  
県知事の許可を取らないまま農地の転用を行った場合、農業委員会や県により工事中止の命令が下されたり、元の農地の状態に強制的に戻させられることとなります。

悪質と判断された場合は、刑事罰に処されることもあります。こうした事態を避けるためにも、農地の転用を計画する際には、一度農業委員会事務局まで相談をしようとして、必ず転用申請書などの書類を提出するなど、法律を守るようにしてください。

※違反転用の刑事罰は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人については1億円以下の罰金）と定められています。

